

令和7年度 教育・保育施設に対する安全管理指導計画

1. 目的

令和2年2月に市内教育・保育施設において園児の死亡事故が発生した。こうした事故が二度と起こらないよう、安全管理指導に関する方針を定め、かつ事故防止に継続的に取り組むためにこの計画を作成する。

2. 指導体制

こども子育て部	こども政策課	安心子育て係
	保育所幼稚園課	運営係

3. 令和7年度 安全管理指導にかかる基本方針

こどもが心身ともに健やかに育つのは、保護者はもとより地域社会すべての人々の願いである。

こどもを毎日保育し、その成長を感じることは保育者の最高の喜びであり、保育の仕事の醍醐味でありやりがいである。こどもは保育者を信頼し心のよりどころとし、一日一日、一年一年成長していく。こどもが楽しみに集い、様々な学びを得、保育が終わると帰っていく、このような日常の園生活を保育所、こども園、幼稚園はすべてのこどもに保障しなければならない。こどもの成長にとって教育・保育施設は安全で安心な場であることは言うまでもない。保育所、こども園、幼稚園において安全安心な保育を保障するために必要なことは、何よりも保育者のこどもを守り育てていこうとする高い安全に対する意識と実践力である。

令和2年に本市で起きた事故を二度と繰り返すことがないように、「松江市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事故検証部会報告書」では市と教育・保育施設に向けて13の提言が行われた。

また、平成28年3月には内閣府、文部科学省、厚生労働省から「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」が通知され、事故再発防止策の一層の徹底を自治体と事業者に求めている。そして保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育保育要領では保育の質や保育者の専門性の向上を目指し、たゆまぬ研鑽を求めている。

本市においては、未来に生きるこどもたちが心身共に楽しい園生活がおくれるよう提言内容を深く心に刻み、再発防止を徹底する。

4. 令和7年度の重点項目

* 飲食を伴う教育・保育活動における安全管理の徹底

* 安全管理マニュアルに基づいた初動並びに園所内での共有方法の収集・分析

5. 具体的な取り組み

- (1) チェックシート(令和3年度より実施)による各施設の安全管理状況の調査及び改善策の把握

令和3年度以降、教育・保育施設を対象としてチェックシートで安全管理の取組み状況を調査した。今年度もチェックシートによる調査・指導を継続し、注意喚起するとともに新たな取組みや改善策を公表し情報共有する。

- (2) 安全管理マニュアルに基づいた初動並びに共有方法の調査

初動方法に記載する内容、園所内での共有方法等を調査し、各園所の取組状況を把握するとともに取組事案の情報共有を図る。

- (3) 教育・保育施設職員の研修の実施

①教育・保育施設における安全管理に関する研修

教育・保育施設に対する提言について認識を深め、安全安心な保育実践を行うことを目的とする。

- ・外部講師による講話研修「教育・保育施設における安全管理研修」

②こどもの人権に関する研修

こどもの人権・人格の尊重の観点に照らし合わせた適切な保育について考えることを目的とする。

- ・松江市人権男女共同参画による講話研修

③こどもの性被害に関する研修

こどもの性被害を守るため、こどものサインの読み取り方、こどもの安全教育、被害を発見したときの初動対応について学ぶことを目的とする。

- ・外部講師による講話研修

④メンタルヘルスに関する研修

ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解とストレスへの気づきについて学ぶことを目的とする。

- ・外部講師による講話・ロールプレイ研修

⑤不適切防止に関する研修の実施

児童福祉法改正の動向を踏まえ、こどもの権利を大切にする保育の実勢について学ぶことを目的とする。

- ・外部講師による講話研修

⑥各施設における救急救命研修（実技講習）の実施

施設の全職員が心肺蘇生法とAEDの実技研修を行い、救急救命に関する

知識と技術を身につけることを目的とする。

- ・各施設での実施状況を調査
- ・救急救命研修実施機関や関係資料・動画等の紹介

(4) 職員による訪問指導

①保育担当者による通常訪問指導

発達段階や個に応じた乳幼児理解、保育内容、全体的な計画、指導計画、環境構成、安全面での配慮等保育の質の向上を目的とする。

- ・保育観察と保育協議

②給食担当による訪問指導

各施設給食担当者の給食提供の安全意識の向上を目的とする。

- ・給食調理や提供方法の課題への助言
- ・給食の誤飲、誤食についての情報提供と現状把握並びに指導

③園内研修の支援

本報告書で教育・保育施設が園内研修を実施しやすい環境をつくるため、その手法や内容について助言を行う。

- ・なんでも相談（各施設の様々な課題や相談に対する訪問による支援）
- ・飲食を伴う行事計画立案への助言や資料の提供
- ・研修の内容や方法の相談対応と助言
- ・講師の紹介等

(5) 監査における重点的な確認・指導の実施

各保育施設等に対して松江市が定期的に行う「監査」において「重大事故の防止・安全対策実施の徹底」を重点指導項目として位置づけ、確認・指導を行う。

(6) 情報提供

各種ガイドライン、注意喚起、情報提供等が施設内全職員で共有されることを目的とする。

- ・「教育・保育施設における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の再周知
- ・国、県等からの情報の発信、課からのたよりの発行
- ・こどもの命や安全にかかわる通達等の周知方法の工夫

6. 本指導計画の策定と見直し

毎年度本計画の振り返りを行い、改善を図る。